

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行つたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和六年六月二十六日

東北厚生局長

鯨井 佳則

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ひとみ眼科	天童市芳賀タウン北四丁目一一一イオンモール天童 一階	令和六年七月一日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行つたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和六年六月二十六日

東北厚生局長

鯨井 佳則

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
花沢アイクリニック	山形市花沢町二六九五十一	令和六年五月十七日
緑町山田医院	山形市緑町三丁目二番五一号	令和六年六月一日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行つたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和六年六月二十六日

東北厚生局長

鯨井 佳則

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
さくらんぼ歯科クリニック	寒河江市元町四丁目一一番地二二一	
		令和六年六月一日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行つたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和
六 年 六月二十六日

東北厚生局長

鯨井 佳則

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
クスリのアオキ高畠薬局	東置賜郡高畠町福沢四五九番地の二	令和六年七月一日